

錠剤・散薬分包器

仕 様 書

隠岐広域連合立
隠岐病院

I. 仕様書概要説明

1. 調達の背景及び目的

自動で錠剤を分包する機器。

現有機器は、耐用年数を超過し部品供給も終了しており修理対応不可のため更新をする。

2. 調達物品及び構成内訳

品名： 錠剤・散薬分包器

構成内訳： 本体 1台
薬袋印字システム 1台

II. 基本仕様

性能、機能及び技術等に関する仕様項目に関しては、以下の要件を満たすこと。

1. 本体

- (1) 当院保有の投薬管理システム（株式会社 トーショー製）と連携し、一包化錠剤の処方データに応じ誤飲防止・服用忘れ防止に役立つ一包化の分包が、自動で行えること。
- (2) 錠剤調剤の指示のある処方データを既存の処方解析監査装置より受け取れること。また、各種マスタは当院保有の投薬管理システム（株式会社 トーショー製）のマスタを使用できること。
- (3) 一包化分包速度は54包/分以上であること。
- (4) 薬剤の収納カセット数が204種以上であること。
- (5) カセットの配置換えが容易に行えるように、薬剤収納カセットサイズは1種であること。
- (6) 薬剤の補充の度合いに合わせて、カセット配置を自由に変更できること。
- (7) 錠剤の収納カセットが帯電防止性、防湿性に優れていること。
- (8) 収納方式は、スライドキャビネット方式を採っており、一度に34種以上の残量確認ができること。
- (9) 本体へのカセット装着は、本体凸部へカセット凹部をかぶせるだけの簡単装着であること。
- (10) 錠剤や半錠などの薬品形状にあわせてリアルタイムに可変対応できる特殊カセットを8個以上搭載していることにより、手撒きコンベアを利用することなく、分包機内に収納していない錠剤（後発薬品や頻出薬品など）を高速に払い出し分包できること。
- (11) 全棚が錠剤カセットを自動で認識することができ、どこにどのカセットを配置しても錠剤カセットに取り付けられているタグと分包機内の棚に設置されているタグ識別装置にて薬品の照合ができること。
- (12) 非実装薬剤の一包化が容易にでき、非実装薬剤のリストがタッチパネルに表示できること。
- (13) 錠剤コンベアは、各マスにLEDランプが搭載されており、錠剤を投入すべきマスのLEDランプを点灯させることで錠剤の誤投入が防止でき、どのマスへまけば良いか一目瞭然のコンベアであり、このLEDランプ付錠剤コンベアが標準で搭載されていること。
- (14) 至急の割り込みができること。
- (15) 15インチの大型のタッチモニターを搭載していること。
- (16) 分包済み薬剤の内容を、モニターで確認できること。
- (17) 受け取った錠剤の処方データに応じ、患者氏名、用法、薬品名が自動で薬包紙に印字ができること。
- (18) 処方区分、病棟ごとに自動で印字内容を変更できること。
- (19) 印字は、全行熱転写方式であること。
- (20) 分包紙への印字は、Windows PCに標準搭載のフォントは全て印字でき、これまでの分包機では印字できなかった外字や記号などもPC上で表示された通りに印字でき、写真、イラスト、ロゴ、バーコード、QRコードなどを印字できること。
- (21) 使用する分包紙は、薬品に対しての品質保持に優れ、シールずれのない二ツ折り分包紙を採用していること。
- (22) 患者の服用時に分包紙が開封しやすいよう、分包紙シール部のどこからでも切れる機能だけでなく、鮮やかなイージーカット（開封用切れ込み）が入る機能をそなえていること。
- (23) 寸法は、W1, 200mm×D600mm×H2, 200mm以下で指定する場所に設置できること。
- (24) 制御用PCは、CPUがインテル Core i3-13100 (3.40GHz) 相当以上であること。
- (25) 制御用PCは、メモリーの容量は4GB以上であること。
- (26) 制御用PCは、256GB以上の物理容量を持つソリッドステートドライブを内蔵していること。
- (27) 制御用PCは、DVD-ROMドライブを内蔵していること。

- (28) 制御用 PC は、19 インチ以上、解像度 1280×1024 以上のタッチパネルディスプレイ、日本語キー入力付きキーボードおよびマウスが付属していること。
- (29) 制御用 PC は、OS が Windows11 Professional 日本語版 相当以上であること。
- (30) 制御用 PC は、1000Base-T 以上のインターフェースを 1 個以上有し、通信プロトコルは TCP/IP であること。
- (31) 既存の錠剤・散薬分包器を撤去、廃棄すること。なお、撤去に要する費用は負担すること。

2. 薬袋印字システム

- (1) 当院保有の投薬管理システム（株式会社 トーショー製）と連携し、部門システムで発行される帳票について、プリンターへの出力や発行の指示、履歴や印字レイアウトなどを管理できるシステムであること。
- (2) 処方箋、薬袋、水剤外用ラベル、お薬手帳ラベル、薬剤情報提供書などの出力を管理できること。
- (3) 処方箋、薬袋、水剤外用ラベル、お薬手帳ラベル、薬剤情報提供書などを患者ごとにまとめて印刷でき取り揃えの手間を省けること。
- (4) 薬品画像の印刷に対応していること。
- (5) GS1 データバー・二次元コードなどのバーコードの印字に対応していること。
- (6) 再発行機能があり、あらかじめ薬袋やラベルに再発行用の番号が印字されており、その番号を入力することで再発行できること。
- (7) 再発行された帳票は、再発行されたものか判別ができること。
- (8) 薬袋に発行指示があったものでも、ラベルに切り替えて再発行指示ができること。
- (9) ラベルから薬袋への変更にも対応でき、再発行指示ができること。
- (10) 割り込み機能があること。
- (11) 発行履歴は保管ができ、その期間内であれば再発行ができること。
- (12) 処方箋、薬袋、水剤外用ラベル、お薬手帳ラベル、薬剤情報提供書などの帳票の表記内容は、希望するレイアウトにて出力管理できること。
- (13) 発行履歴を選択することで、レビューによる目視確認ができること。
- (14) レイアウトの設定を変更できるシステムであること。
- (15) 再発行可能な期間内は、印字されたレイアウトを保持し確認できること。
- (16) 薬袋の種類やサイズは、処方データをもとに薬袋印字システムが自動的に判断できること。
- (17) 薬袋への印字は、調剤内規に基づいて、氏名、ID、生年月日、診療科、用法、投与日数、投薬番号などの項目を表記できること。
- (18) 薬剤情報提供書の出力管理ができること。
- (19) 薬剤情報提供書の内容は、薬剤部門の希望するレイアウトで表記できること。
- (20) 薬袋、ラベルへ薬剤情報提供書相当の内容をレイアウトの範囲内で表記できること。
- (21) お薬手帳ラベルの出力管理ができること。
- (22) お薬手帳ラベルへの表記内容は、薬剤部門の希望するレイアウトで表記できること。
- (23) カラープリンターへの出力に対応できること。
- (24) 複数の出力プリンター設定ができること。
- (25) 帳票制御システム単体で、異なるタイプのプリンターの出力制御ができること。
- (26) 帳票制御システムは、プリンターに障害がおきて利用できない場合、他のプリンターへの切替えができること。
- (27) プリンターの印字方式は、半導体レーザー+乾式2成分電子写真方式であること。
- (28) プリンターの最速印字スピードは、35 枚/分以上であること。
- (29) プリンターは、薬袋や用紙を最大 6 種類セットできること。
- (30) プリンターにセットできる紙は、平紙薬袋や横マチ付ガゼット薬袋および普通用紙であること。
- (31) プリンターは、薬袋が 1 カセットに 200 枚以上、手差しに 30 枚以上ストックできること。
- (32) プリンターのサイズは、手差しトレイを広げた状態で W1085mm×D798mm×H1215mm 以内であること。
- (33) 薬袋印字装置 1 台の構成であること。
- (34) 既存の薬袋印字システムを撤去、廃棄すること。なお、撤去に要する費用は負担すること。

Ⅲ. その他特記事項

その他特記事項に関しては、以下の要件を満たすこと。

1. 納入物品の搬入に要する養生、据付け及び稼働のための調整等を行うこと。
2. 納入物品の納期及び納入場所については、当院と協議すること。
3. 納入物品の搬入、据付け、配線、配管及び調整等については、当院と協議の上行うこと。また、費用については負担すること。
4. 当院が用意する一次側電源以外に必要な電源設備、給排水設備及び配管設備等があれば、当院と協議の上行うこと。また、費用については負担すること。
5. 落札から納入までの間に装置の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合は、当院と協議の上最新の仕様にて引き渡すこと。
6. 年間を通じて故障時のための連絡体制が整備されていること。また、早急な復旧を可能にするサービス体制を有すること。
7. 納入検査終了後から1年間は機器の無償保証期間とし、機器が正常に稼働し、臨床上最適に使用できるように定期的な点検を実施すること。また、保証期間中に発生した使用者の過失によらない故障等に係る点検、修理等については、無償保証の対象とすること。
8. 納入物品は、納入後において少なくとも耐用年数中は稼働に必要な消耗品及び故障時における交換部品の安定した供給が確保されていること。
9. 取扱説明書及び簡易取扱説明書は、日本語版で1部以上提供し、また、電子媒体での提供も行うこと。
10. 納入物品には、基本的機能を損なわないよう必要な付属品等を備えること。
11. 納入物品のうち、薬機法の製造承認対象となる医療器具は、厚生労働大臣の承認を受けていること。
12. 納入物品の十分な教育訓練を行うこと。なお、教育訓練の日時及び場所については、当院と協議の上行うこと。
13. 納入物品のうち、配線ケーブルは、カテゴリ 5 以上オレンジ色を使用しコネクタは RJ-45 とすること。また、機器の配置に考慮した適度な長さに調整し束ねること。
14. 当院保有の投薬管理システムへの接続などに要する費用を負担すること。
15. 本仕様書に明示無き事項については、当院の指示のもとに実施すること。